

福岡県医発第399号(総)

平成18年5月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉



特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間について

標題のことについて、政府は構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を6月1日より1ヶ月間全国で行なうこととしており、多方面から多数の提案が出されることが予想されます。

本件について日本医師会では、経済活性化のみを目的とする医療の規制改革や規制緩和策等は絶対に容認できないという姿勢であり、別紙のとおり、本会宛情報提供の協力依頼がっております。

つきましては、貴医師会管下の市町村や各種団体、企業などから提案されることが考えられますので、医療に関する提案については十分注視していただき、情報が入りましたら本会総務課(TEL092-431-4564 山下・米永)までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

医療に関する提案等には、早急に対処する必要がありますので、まずはお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

(地 I 9)

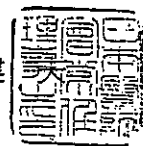
平成 18 年 4 月 25 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療の規制改革につきまして、本会では、「生命・身体・健康」を犠牲にしてまで経済活性化を図る考え方は絶対に容認しない、現在の医療制度、医療保険制度を根底から覆すことは許さない、という方針を今後も堅持していく所存であります。

今般、政府では、例年どおり構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を6月1日より1ヶ月間行う予定です。

今回も、貴会管下の地方公共団体、各種団体・企業、個人等より多くの医療に関する提案がなされることが予想されます。これまでと同様、貴会管下の動きについて注視いただくとともに、医療に関する提案には素早く対応していただきますようお願い申し上げます。

また、全国の医師会が情報を共有し、もって、経済活性化目的の医療の規制改革に対処するため、本会への情報提供につきご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」
(平成18年6月1日～30日)について

内閣官房構造改革特区推進室
内閣官房地域再生推進室
内閣府規制改革・民間開放推進室

1. 概要

平成18年6月1日から30日までの間、以下のような提案・要望を募集する「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」を実施します。

構造改革特区、地域再生、規制改革及び民間開放の各制度の内容につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

なお、各制度についてご不明な点等ございましたら、4. 連絡先までお問い合わせ下さい。

○特区、地域再生について

「わがまち元気 特区・地域再生」 <http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html>

○ 規制改革、民間開放について

規制改革・民間開放推進会議 <http://www.kisei-kaikaku.go.jp/accept/index.html>

(1) 構造改革特区及び地域再生に関する提案

①構造改革特区に関する第9次提案、地域再生に関する第4次提案を受付けます。

②規制改革に関する提案については、多くの規制改革を可能な限り速やかに、少なくとも構造改革特区において実現するよう、構造改革特区推進室と規制改革・民間開放推進室が連携して取り組みます。また、権限移譲、補助金改革に関する提案については、地域の自主裁量性の向上、縦割り行政の是正等の観点から、構造改革特区推進室と地域再生推進室が連携して取り組みます。

(2) 全国規模の規制改革及び民間開放の要望

①全国で実施すべき規制改革要望(特区、地域再生に関する提案以外のもの)及び運営主体の制限が行われているなど公的関与の強い市場等の民間開放の推進といった民間開放に関する要望について、幅広く受付け、規制改革・民間開放推進室が取り組みます。

②なお、昨年度、民間開放に関する要望の一環として、ご提案いただいております「市場化テスト」に関する要望につきましては、現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が国会で審議されていることから、法案が成立した際には、同法に基づき、別途、提案の受付を実施させていただきます。

2. 提案・要望事項の取り扱い

(1) 関係省庁との調整等

《特区・地域再生で実現を希望》

- ① 地方公共団体又は民間事業者等が実施したいと考える取組みについて、これを推進する上で直面する問題の解決策として、構造改革特区・地域再生で実現しようとする措置を提案して下さい。
- ② 構造改革特区での実現を希望する措置については、構造改革特区推進室が関係省庁と調整します。その結果「特区で実施」、「全国で実施」又は「今後検討」となることがあります。ご提案頂いた内容についての関係省庁の回答、調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。
- ③ 既に特区で認められている規制の特例措置を全国化する提案については、構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整を進めます。
- ④ 権限移譲、補助金改革に関する提案については、構造改革特区推進室・地域再生推進室が関係省庁と調整いたします。調整の経過については原則として構造改革特別区域推進本部又は地域再生本部のホームページ上で公開しますが、予算編成に関連する事項については、国の予算編成のスケジュールに応じて公開することとなります。

《規制改革(全国、特区いずれでも可)を希望》

- ⑤ 規制改革要望であって、全国・特区にかかわらず、いずれかにおいて実現を求めるものについては、構造改革特区推進室が関係省庁と調整を進めます。

《規制改革(特区ではなく全国規模で実現)を希望》

- ⑥ 全国規模の規制改革要望として提出されたものについては、規制改革・民間開放推進室が関係省庁と調整いたします。さらに、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議においても審議いたします。調整の経過については同会議及び規制改革・民間開放推進本部のホームページ上で公開いたします。

ただし、同様の提案内容が他の主体から特区に関する提案として提出された場合には、原則として構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整を進めます。(調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。)

《民間開放を希望》

- ⑦ 民間開放要望については、規制改革・民間開放推進室が関係省庁と調整を進めます。さらに、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議においても審議いたします。調整の経過については同会議及び規制改革・民間開放推進本部のホームページ上で公開いたします。

(2) 政府としての対応方針の決定

構造改革特区に関する措置の提案で、「特区で実施」、「全国で実施」又は「今後検討」となったものは、本年9月を目途に構造改革特別区域推進本部において対応方針を決定いたします。

また、地域再生の支援措置については、国の予算編成に関連しないもので早期に実施することとなったものは本年9月を目途に、予算編成に関連するもの等で実施することとなったものは来年2月を目途に、地域再生本部において決定いたします。

さらに、全国規模の規制改革及び民間開放の要望で実施することとなったものについては、本年9月を目途に規制改革・民間開放推進本部において決定いたします。

3. 提案・要望の方法

(1) 提案・要望主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案・要望できます。

(2) 募集期間

平成18年6月1日から30日まで(ただし、電子メールによる提出の場合には、28日正午までに必着となっておりますのでご注意ください。)

(3) 提案の募集要領等

提案の募集要領等については、以下に示す別紙を参照して下さい。

① 構造改革特区・地域再生に関する提案

募集要領 別紙1 : 様式1

② 全国規模の規制改革・民間開放要望

募集要領 別紙2 : 様式2

4. 連絡先

○構造改革特区推進室、地域再生推進室

(構造改革特区: 新田 03-5521-6746)

(地域再生: 山本 03-5521-6747)

○規制改革・民間開放推進室

(安藤 03-5501-2819)

(横田 03-5501-2826)



(別紙1)

構造改革特区及び地域再生の提案募集について(募集要領)について

1. 趣旨

構造改革特区については、これまで8回にわたり提案募集を実施し、地方公共団体や民間事業者等から広く提案を受け、特区と全国を合わせて547項目(有識者会議意見の9項目を含む)にも及ぶ規制改革を実現してまいりました。また、地域再生については、既に全国で563の地域再生計画が認定されるなど、地域の自主的・自立的な取組が広がっており、特区制度とあわせて車の両輪として、地域の活性化のために、一体的な推進を図っているところです。このように、特区や地域再生を活用した地域活性化への取組が広がる中で、今後、さらに地域や民間の知恵と工夫を活かした競争を推進するため、規制の特例措置や地域再生の支援措置の一層の拡充が期待されております。このため、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」及び「地域再生基本方針の一部変更について」(いずれも平成18年2月17日閣議決定)に基づき、構造改革特区及び地域再生の提案募集を行いますので、以下の事項にご留意の上、ふるってご提案下さい。

2. 提案主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案できます。

3. 提案のポイント

(1) 提案の対象

1) 規制改革

特区における規制の特例措置について提案を受け付けます。

2) 権限移譲

国から地方公共団体へ、都道府県から市町村への権限移譲について、制度の改善や推進策についての提案を受け付けます。

3) 補助金改革

地域の自主裁量性の向上、縦割り行政の是正の観点から、補助金の具体的な改革提案を受け付けます。

(2) 規制改革の提案に関する留意事項

1) 検討の対象となる提案の内容

イ 当該提案に基づく特例の導入により推進される取組みが具体的に示されているもの(注)。また、当該取組みが次のいずれにも該当するもの。

- a. 実現性が乏しくないもの
- b. 経済的社会的効果が見込まれるもの

- ロ 単なる税財源措置の優遇を求めるものでないもの
 - ハ 提案の実現により、全国的な構造改革が進むと認められるもの
- (注) 特区の提案については、規制の所在が不明確な提案は検討対象外といたしますのでご注意ください。

2) 提案書の作成に関する留意事項

- イ 提案の背景やニーズ・効果等が具体的に分かるように記載して下さい。
- ロ 各自治体や企業等において実施したい具体的事業の内容についても、できる限り具体的に記載して下さい。
- ハ 既存の制度においても提案目的を実現できる場合、新たな提案事項が必要な理由をご提示下さい。また、既に認定された特区計画を拡充する提案に関しては、新たな規制改革の導入により、どのような効果が見込まれるのか具体的に記載して下さい。
- ニ 規制の特例を設けることにより想定される弊害がある場合、それに対する予防措置(代替措置)の提案があれば、あわせてご提示下さい。

3) 再提案に関する留意事項

- イ 過去の提案募集において実現できなかった事項を再提案する場合に関して、当室と各省庁との過去のやりとりを踏まえ、全く同一内容の提案を繰り返すケースが見られますが、提案の実現可能性を高めるためにも、過去の提案募集における各省庁の回答に対する反論や懸念事項の具体的な解決方法等を明らかにして下さい。なお、過去の提案募集で類似の提案がなされたか否かは、構造改革特別区域推進本部のホームページで確認することができますので、ご活用下さい。
- ロ 過去の提案募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討頂き、ご提案下さい。

(3) 権限移譲の提案に関する留意事項

権限移譲が必要な事務の内容・範囲、権限移譲元と移譲先、権限移譲の方法を特定の上、当該事務について、なぜ権限移譲が進まないかについての問題点に立脚し、問題点を解決するための方策(制度の改善、要件の明確化、インセンティブの導入等)を具体的に提案して下さい。この際に、提案主体として、権限移譲を受けるに足る能力や体制の確保についてどのような蓄積や計画があるかを明確にして下さい。

(4) 補助金改革の提案に関する留意事項

国庫補助金の対象の拡大については、採択基準の緩和や対象の拡大は提案の対象外となります。ただし、不合理に対象を限定しているような補助金について、イコールフィッティングの観点からその限定の是正を提案する場合には提案の対象になります。

複数の補助金の統合化の提案をする場合は、統合化が必要なテーマが明確になるように記入し、対象となる補助事業の名称について明記して下さい。

(5) その他

提案に当たっては、実現性を高めるため、「あじさいキャラバン」への参加、各地域の特区エキスパート(注1)・地域再生伝道師(注2)への相談、及び当室への事前の相談(注3)、を積極的に行って頂きますようお願いいたします。

(注1) 特区エキスパートについては以下のホームページを参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>